MinebeaMitsumi
Passion to Create Value through Difference

ミネベアミツミ株式会社
証券コード：6479

第71回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成29年6月29日（木曜日）
午前10時
（受付開始：午前9時）

開催場所

軽井沢プリンスホテル
ウエスト　国際会議場「浅間」
長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢

議案

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役12名選任の件
第3号議案　取締役の報酬額改定の件
第4号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

目次

第71回定時株主総会招集ご通知 ……1
提供書面
　事業報告 ……5
　連結計算書類 …… 31
　計算書類 …… 33
　監査報告 …… 35
株主総会参考書類 …… 39

書面およびインターネット等による
議決権行使期限
平成29年６月28日(水曜日)
午後5時30分まで

株 主 各 位

証券コード 6479
平成29年６月６日

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73
ミネベアミツミ株式会社
代表取締役 **貝沼 由久**

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、３頁のご案内に従って平成29年６月28日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	平成29年６月29日（木曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**
2 場　　所	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢 **軽井沢プリンスホテル　ウエスト　国際会議場「浅間」** （末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3 目的事項	**報告事項**　1. 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第1号議案　剰余金処分の件 第2号議案　取締役12名選任の件 第3号議案　取締役の報酬額改定の件 第4号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
4 議決権の行使等についてのご案内	３頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以　上

インターネットによる開示に関するご案内

- 本招集ご通知は当社ウェブサイトにも掲載しております。
- 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めによりインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。
  なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の提供書面に記載したもののほか、上記当社ウェブサイトに掲載する提供書面を含んでおります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、本株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ウェブサイトにおいて掲載することにより、お知らせいたします。

当社ウェブサイト（http://www.minebeamitsumi.com/）

議決権の行使等についてのご案内

議決権は、以下の３つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出下さい。**（ご捺印は不要です。）

日 時　平成29年６月29日（木曜日）**午前10時（受付開始：午前９時）**

場 所　**軽井沢プリンスホテル　ウエスト　国際会議場「浅間」**

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限　平成29年６月28日（水曜日）**午後５時30分到着分まで**

議決権行使書のご記入方法

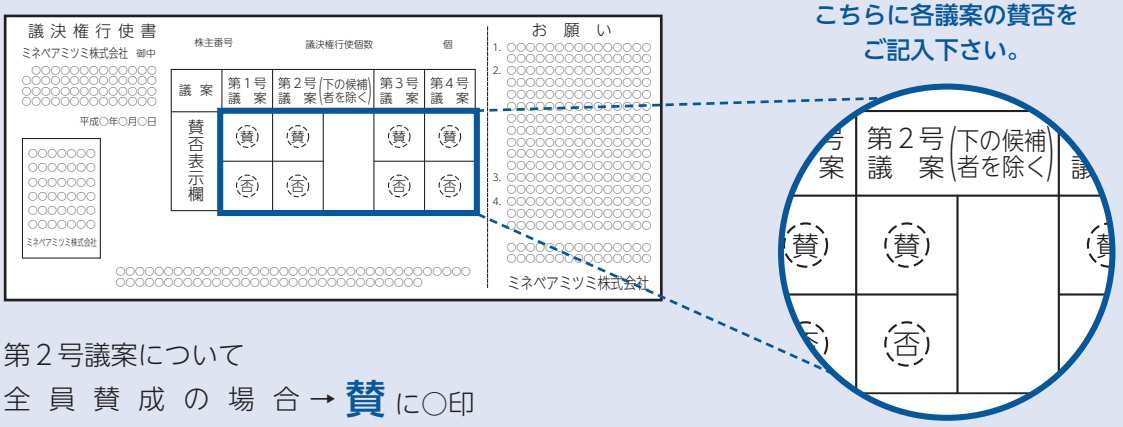

第２号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

インターネット等により議決権を行使される場合



インターネット等による議決権行使は当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

行使期限　**平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分まで**

議決権行使のお取扱いについて

1. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
2. 議決権の行使期限は、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
3. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

1. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
2. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
3. 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。
   三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
   ［電話］　0120-652-031　（受付時間　午前9時～午後9時）
2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
   ア．証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
   イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
   三井住友信託銀行　証券代行事務センター
   ［電話］　0120-782-031　（受付時間　午前9時～午後5時 土日休日を除く）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

提供書面

事業報告（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、雇用、所得情勢の改善を背景に個人消費の緩やかな回復がみられ、企業の生産、輸出にも持ち直しの兆しが強まりましたが、期後半にかけ米国新政権の政策動向への懸念から先行きに対する不透明感が強まりました。米国経済は、国内外需要の回復に加え新政権が掲げる財政出動、減税等への期待が高まる中で緩やかな景気拡大が続きました。欧州経済は、英国のEU離脱交渉の行方に不透明感が漂うものの、内需を中心として欧州全体では、堅調に推移しました。一方、アジア地域においては、中国経済は、公共投資の下支えを背景に景気減速からの回復が期待されておりますが、依然景気の先行きに対する不透明感を払拭できない状況下にあります。

当社グループは、かかる経営環境下で、収益力のさらなる向上を実現するために、徹底したコスト削減、高付加価値製品と新技術の開発及び拡販活動に注力してまいりました。

この結果、売上高は638,926百万円と前連結会計年度に比べ29,112百万円（4.8%）の増収となり、創業以来の過去最高売上高を更新しました。営業利益は49,015百万円と前連結会計年度に比べ2,423百万円（△4.7%）の減益、経常利益は48,393百万円と前連結会計年度に比べ1,732百万円（3.7%）の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は41,146百万円と前連結会計年度に比べ4,760百万円（13.1%）の増益となり、過去最高益を更新しました。

なお、本年１月27日付でミツミ電機株式会社との株式交換による経営統合を実施し、同統合日より同社を連結対象に組み入れております。上記には、統合日以降の同社の損益に加えて、企業結合手続により発生した負ののれん14,619百万円（特別利益）及び株式希薄化対策として買い戻した転換社債の償還損6,196百万円（特別損失）が含まれております。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

なお、ミツミ電機株式会社の取得に伴い、当連結会計年度より、ミツミ事業を新たに報告セグメントとしております。

機械加工品事業

機械加工品事業は、当社グループの主力製品であるボールベアリングのほかに、主として航空機に使用されるロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置（HDD）用ピボットアッセンブリー等のメカニカルパーツ及び自動車用と航空機用のねじであります。主力製品であるボールベアリングは、自動車向けでの省エネや安全装置用のニーズ拡大による需要増により外販として過去最高の販売数量を更新しましたが、為替の影響等により売上は減少

しました。一方、ロッドエンドベアリングは、民間航空機市場での大型機の生産減、為替の影響等により売上は減少しました。ピボットアッセンブリーは、HDD市場規模縮小の影響を受ける中で販売数量は増加しましたが、為替の影響等により売上は減少しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は156,310百万円と前連結会計年度に比べ7,501百万円（△4.6%）の減収となり、営業利益は39,147百万円と前連結会計年度に比べ1,707百万円（△4.2%）の減益となりました。

電子機器事業

電子機器事業は、電子デバイス（液晶用バックライト、センシングデバイス（計測機器）等）、HDD用スピンドルモーター、ステッピングモーター、DCモーター、エアームーバー（ファンモーター）、精密モーター及び特殊機器が主な製品であります。液晶用バックライトは、スマートフォン市場における薄型技術に優位性を持つ当社への需要は、依然として堅調に推移しております。ステッピングモーターをはじめとするモーターでは自動車向けを中心に好調に推移しました。しかしながら、為替の影響等により売上は減少しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は441,615百万円と前連結会計年度に比べ3,852百万円（△0.9%）の減収となり、営業利益は21,898百万円と前連結会計年度に比べ438百万円（△2.0%）の減益となりました。

ミツミ事業

ミツミ事業は、半導体デバイス、光デバイス、機構部品、高周波部品及び電源部品が主な製品であります。カメラ用アクチュエーター、スイッチ、保護IC等スマートフォン向け製品は、北米、中国向けで堅調に推移しました。また、アンテナ、通信モジュール、コネクタ等の車載製品も売上を伸ばしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は40,342百万円となり、営業利益は2,315百万円となりました。

その他の事業

その他の事業は、自社製機械が主な製品であります。当連結会計年度の売上高は658百万円と前連結会計年度に比べ122百万円（22.8%）の増収、営業損失は120百万円と前連結会計年度に比べ4百万円の改善となりました。

なお、当連結会計年度の営業利益は、上記以外に調整額として各セグメントに帰属しない全社費用等14,223百万円を含んでおります。前連結会計年度の調整額は11,627百万円でした。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、機械加工品事業5,869百万円、電子機器事業16,845百万円、ミツミ事業2,945百万円、その他の事業170百万円及び全社（共通）6,015百万円で総額31,847百万円であります。

機械加工品事業の主なものは、タイ、カンボジアにおけるベアリング関連設備及び日本におけるメカニカルパーツ関連設備であります。電子機器事業の主なものは、タイにおける液晶用バックライト及び部品関連設備であります。ミツミ事業の主なものは、フィリピンにおける光デバイス関連設備であります。その他の事業及び全社（共通）の主なものは、カンボジア工場増設であります。

なお、設備投資金額には、無形固定資産2,053百万円、及び新規ファイナンス・リース契約による資産増加分113百万円を含んでおります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び借入金を充当しました。

当連結会計年度末現在の社債等を含めた借入総額は164,010百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、照明器具関連製品の拡販を目的に、平成28年９月29日に岩崎電気株式会社と資本業務提携契約を締結し、同社の発行済株式総数の3.83％を取得しました。

また、当社は、平成29年１月27日を効力発生日として、ミツミ電機株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。さらに同社より「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に係る社債債務を承継いたしました。新株予約権の概要は、17頁③その他新株予約権等に関する重要な事項に記載のとおりであります。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第68期 (平成25.4～平成26.3)	第69期 (平成26.4～平成27.3)	第70期 (平成27.4～平成28.3)	第71期 (当連結会計年度) (平成28.4～平成29.3)
売上高	(百万円)	371,543	500,676	609,814	638,926
経常利益	(百万円)	28,065	60,140	46,661	48,393
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	20,878	39,887	36,386	41,146
1株当たり当期純利益	(円)	55.94	106.73	97.26	107.33
総資産	(百万円)	381,278	490,043	459,427	643,312
純資産	(百万円)	163,463	233,679	237,973	326,218

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 売上高

(単位：百万円)

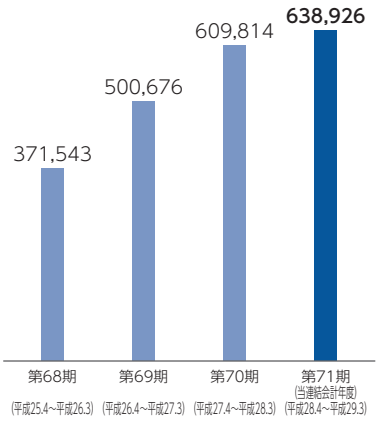

■ 経常利益

(単位：百万円)

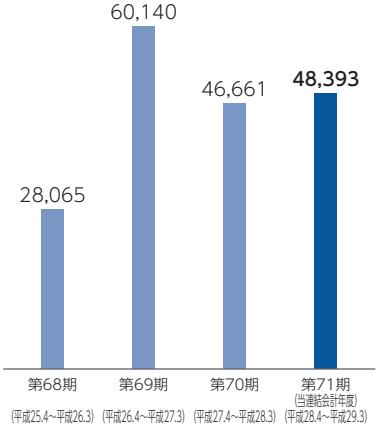

■ 親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益 (単位：百万円／円)

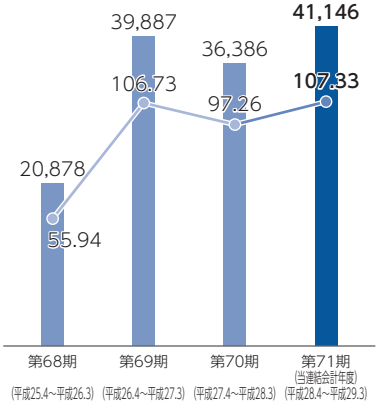

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第68期 (平成25.4～平成26.3)	第69期 (平成26.4～平成27.3)	第70期 (平成27.4～平成28.3)	第71期 (当事業年度) (平成28.4～平成29.3)
売上高	(百万円)	247,885	343,358	451,101	452,506
経常利益	(百万円)	13,470	24,109	15,950	11,084
当期純利益	(百万円)	8,005	9,575	11,750	3,199
1株当たり当期純利益	(円)	21.45	25.62	31.41	8.35
総資産	(百万円)	366,852	389,214	368,266	482,615
純資産	(百万円)	180,911	187,119	192,539	245,927

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 売上高

(単位：百万円)

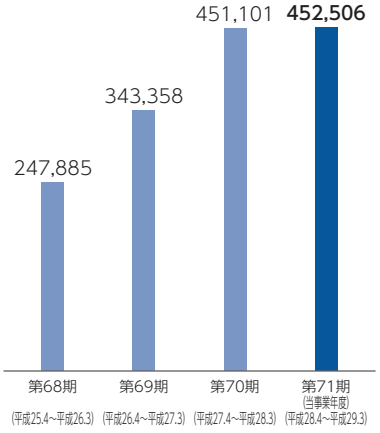

■ 経常利益

(単位：百万円)

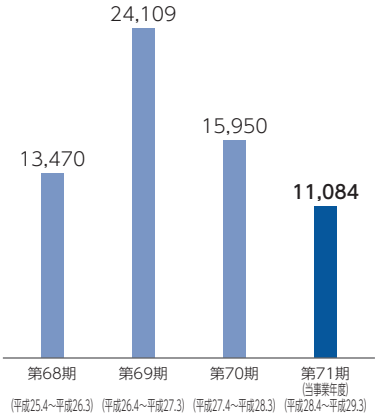

■ 当期純利益／1株当たり当期純利益

(単位：百万円／円)

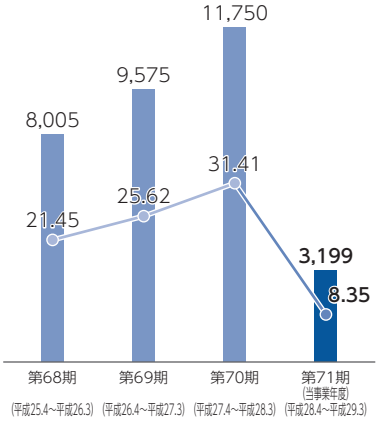

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
NMB-Minebea Thai Ltd.	タ イ	15,305,363 千BT	100.0	機械加工品及び電子機器の製造販売
NMB（USA）Inc.	米 国	311,093 千US$	100.0	持株会社
NMB Technologies Corporation	米 国	80,045 千US$	100.0 (100.0)	機械加工品及び電子機器の販売
New Hampshire Ball Bearings,Inc.	米 国	94,000 千US$	100.0 (100.0)	ベアリングの製造販売
NMB-Minebea-GmbH	ドイツ	11,274 千EUR	100.0	機械加工品及び電子機器の販売
MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS（SHANGHAI）LTD.	中 国	239,060 千US$	100.0	機械加工品及び電子機器の製造販売
MINEBEA（HONG KONG）LIMITED	香 港	100,000 千HK$	100.0	機械加工品及び電子機器の販売
NMB SINGAPORE LIMITED	シンガポール	38,000 千S$	100.0	ベアリングの製造並びに機械加工品及び電子機器の販売
MINEBEA（CAMBODIA）Co., Ltd.	カンボジア	70,000 千US$	100.0	電子機器の製造販売
ミツミ電機株式会社	日 本	39,890 百万円	100.0	電気及び通信機器の製造販売

（注）1. 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合を内数で示しております。
2. 当社は、平成29年１月27日を効力発生日として、ミツミ電機株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは次の「五つの心得」を社是としております。

(一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
(二) お客様の信頼を得なければならない
(三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
(四) 地域社会に歓迎されなければならない
(五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この社是の下、当社グループは株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するとともに、持続的な企業価値の向上をはかることを経営の基本方針としております。また、当社グループは、「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」を中心とした企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは上記経営の基本方針に基づき、生産性を徹底して見直し、従来製品の一層の収益力の向上を目指します。また、機械加工製品技術とミツミ電機株式会社及び当社グループが保有する電子機器製品技術が融合された複合製品事業を拡大させていきます。加えて、製造、営業、技術及び開発の領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開とグローバルな研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、収益力の向上、企業価値の拡大を積極的に進め、平成33年３月期には売上高１兆円または営業利益1,000億円を目指します。

これらを具体的に推し進め、業績の一層の改善をはかるため、下記に示す方針を設定し、その執行に取り組んでまいります。

① 製品及び事業を「コア」「サブコア」「ノンコア」に分類してポートフォリオの再構築を進めます。

(ⅰ)「コア」事業は、産業のコメとして絶対的永続性がある製品の中で、当社が特に競争力を発揮し、優位性を確保できる製品及び事業と定義し、今後の成長戦略の柱として位置づけます。具体的には、ベアリング、モーター、センサー、コネクター・スイッチ、電源、無線・通信・ソフトウェア、アナログ半導体を「七本槍」コア事業として位置づけ、積極的にヒト、モノ、カネといった経営資源を投下します。

(ⅱ)「サブコア」事業には、スマートフォンやゲーム、HDD用製品のように、永続的ではないが大きな収益の見込める製品及び事業を分類します。本事業領域では、徹底した生産性の向上と新規部品開発を進めて競争力を強化すると

ともに、将来の市場の縮小に備えた施策を併せて実施します。
（ⅲ）「ノンコア」事業は、大胆な選択と集中を検討します。
② 既存事業に加えて、ミツミ電機株式会社が保有する製品及び技術を融合させた高付加価値ソリューションを「+IoT」事業とし、その開発及び事業化を加速します。
具体的には、ひずみゲージ、MEMSセンサー、カメラモジュール、アンテナ等の入力機器、インバーター回路、ドライバー回路、電源IC、電池保護IC、スイッチング電源、無線等の変換・制御機器、モーター、アクチュエーター、触覚デバイス、LEDバックライト、照明機器、ベアリング等の出力機器を組み合せてスマートシティー、ベッドセンサー、触覚デバイス（ハプティクス）等のソリューションを開発し提供します。
なお、既に公表しております小径ボールベアリング製品等の取引に関し、競争法違反を行った疑いがあるとして、一部の連結子会社を中心として、競争当局の調査を受けておりました。
これらの当局の調査は終了しておりますが、これらに関連して、当社及び当社子会社に対して、カナダにおいて集団訴訟が提起されております。
上記訴訟の結果により、損害賠償金による損失が発生する可能性がありますが、現時点でその金額を合理的に見積もることは困難であり、経営成績及び財政状態等への影響の有無は明らかではありません。

株主の皆様におかれましては、引き続き格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成29年３月31日現在)

区分	主要製品
機械加工品事業	ボールベアリング、ロッドエンドベアリング、ハードディスク駆動装置（HDD）用ピボットアッセンブリー、自動車用及び航空機用ねじ等
電子機器事業	電子デバイス（液晶用バックライト、センシングデバイス（計測機器）等）、HDD用スピンドルモーター、ステッピングモーター、DCモーター、エアームーバー（ファンモーター）、精密モーター及び特殊機器等
ミツミ事業	半導体デバイス、光デバイス、機構部品、高周波部品及び電源製品等
その他の事業	自社製機械等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年３月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	長野県北佐久郡御代田町
東京本部	東京都港区
工場	軽井沢工場（長野県北佐久郡御代田町） 浜松工場　（静岡県袋井市） 藤沢工場　（神奈川県藤沢市） 米子工場　（鳥取県米子市） 松井田工場（群馬県安中市）
営業拠点	東京事務所　（東京都港区） 名古屋事務所（愛知県名古屋市） 大阪事務所　（大阪府大阪市）

② 主要な子会社の事業所

前記の「(3) 重要な親会社及び子会社の状況　②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況 (平成29年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
機械加工品事業	17,725名	133名増
電子機器事業	41,081名	3,015名減
ミツミ事業	19,353名	19,353名増
その他の事業	195名	12名増
全社（共通）	603名	6名減
合　　計	78,957名	16,477名増

（注）1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、「ミツミ事業」を新たに報告セグメントとしております。使用人数の主な増加理由は、ミツミ電機株式会社及びその連結子会社を連結したためであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,762名	298名増	43.8歳	17.5年

（注）使用人数は就業人員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年３月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	44,416
株式会社三菱東京UFJ銀行	34,242
株式会社三井住友銀行	33,625
シンジケートローン	20,716

（注）1. 株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入額には社債（15,000百万円）を含んでおります。
2. シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行２件及び株式会社三井住友銀行１件を幹事として組成された３件の合計額を表示しております。

2 会社の株式等に関する事項

(1) 株式の状況 (平成29年３月31日現在)

① **発行可能株式総数** 1,000,000,000株

② **発行済株式の総数** 427,080,606株

(発行済株式の総数の増加は、ミツミ電機株式会社との株式交換によるものであります。)

③ **株主数** 37,405名

④ **単元株式数** 100株

(平成28年５月１日付の定款変更により、１単元の株式数を従来の1,000株から100株へ変更しております。)

⑤ **大株主**

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,045	7.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	22,885	5.37
公益財団法人高橋産業経済研究財団	15,447	3.63
三井住友信託銀行株式会社	15,413	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口４)	13,860	3.25
株式会社三井住友銀行	10,223	2.40
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,181	2.39
株式会社啓愛社	10,100	2.37
ＴＨＥ　ＣＨＡＳＥ　ＭＡＮＨＡＴＴＡＮ　ＢＡＮＫ　３８５０３６	6,944	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口５)	6,683	1.57

(注) 持株比率は自己株式 (1,005,595株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当該事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称 (発行日)	発行決議日	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの発行価格	新株予約権1個当たりの行使価額	新株予約権の権利行使期間	取締役の保有状況 (保有者数)
ミネベア株式会社 2012年発行 第１回新株予約権 (平成24年７月17日)	平成24年 ６月28日	470個	普通株式 47,000株	25,200円	100円	平成24年７月18日から 平成54年７月16日まで	150個 (２名)
ミネベア株式会社 2013年発行 第２回新株予約権 (平成25年７月16日)	平成25年 ６月27日	420個	普通株式 42,000株	36,700円	100円	平成25年７月17日から 平成55年７月15日まで	250個 (４名)
ミネベア株式会社 2014年発行 第３回新株予約権 (平成26年７月18日)	平成26年 ６月27日	252個	普通株式 25,200株	117,400円	100円	平成26年７月19日から 平成56年７月17日まで	150個 (４名)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は１個当たり100株であります。
2. 発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額と新株予約権の行使時の払込額（１株当たり１円）を合算しております。
なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺しております。
3. 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、全て自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。
なお、自己株式により充当させる場合は、資本組入を行いません。
4. ①新株予約権の行使期間内において、新株予約権者である取締役は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものといたします。
②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から６ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を一括してのみ行使することができるものといたします。
③その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものといたします。
5. 新株予約権は、社外取締役及び監査役には割り当てておりません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成29年１月27日にミツミ電機株式会社との経営統合により承継した「2022年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要は、次のとおりであります。

社債の総額	20,000百万円
各社債の金額	10百万円の１種
社債の発行日	平成29年１月27日
償還の方法及び期限	平成34年８月３日に総額を社債の金額10百万円につき10百万円で償還する。
［新株予約権の内容］	
社債に付された新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当社普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額を除した数。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の転換価額	2,068円
新株予約権の行使期間	平成29年１月27日から平成34年７月20日まで

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成29年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	貝　沼　由　久	ミツミ電機株式会社取締役会長
取締役 専務執行役員	藤　田　博　孝	電子機器製造本部長
取締役 専務執行役員	許　斐　大司郎	営業部門担当
取締役 専務執行役員	内　堀　民　雄	経営企画本部長
取締役 専務執行役員	岩　屋　良　造	電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当兼ミツミ事業本部長 ミツミ電機株式会社代表取締役副社長執行役員
取締役 専務執行役員	鶴　田　哲　也	機械加工品製造本部長兼電子機器製造本部スピンドルモーター部門担当兼製造支援部門担当
取締役 専務執行役員	野　根　　茂	営業部門副担当兼日本・アジア地域統括
取締役 専務執行役員	依　田　博　実	経理財務本部長
取締役	村　上　光　鵄	弁護士
取締役	松　岡　　卓	株式会社啓愛社取締役副社長執行役員
常勤監査役	清　水　一　成	
常勤監査役	時　丸　和　好	
監査役	陸　名　久　好	税理士
監査役	柴　崎　伸一郎	弁護士

(注) 1. 取締役村上光鵄及び松岡　卓の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は、村上光鵄氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 監査役時丸和好、陸名久好及び柴崎伸一郎の３氏は、社外監査役であります。なお、当社は、柴崎伸一郎氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査役時丸和好氏は、銀行において長年金融業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役陸名久好氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 平成28年６月29日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、取締役加藤木洋治及び矢島裕孝の両氏は任期満了により退任いたしました。
6. 平成29年４月１日付で、取締役の重要な兼職の状況を次のとおり変更しております。

氏名	変更前	変更後
貝　沼　由　久	ミツミ電機株式会社取締役会長	ミツミ電機株式会社取締役
岩　屋　良　造	ミツミ電機株式会社代表取締役副社長執行役員	ミツミ電機株式会社代表取締役社長執行役員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員(名)	報酬等の額（千円）			
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	合計
取締役 (うち社外取締役)	12 (2)	329,445 (16,974)	180,000 (－)	－ (－)	509,445 (16,974)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	50,213 (34,462)	－ (－)	－ (－)	50,213 (34,462)
合計	16	379,658	180,000	－	559,658

（注）1. 上記には、平成28年６月29日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役加藤木洋治及び矢島裕孝の両氏が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第69回定時株主総会において年額10億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。）と決議いただいております。また、平成24年６月28日開催の第66回定時株主総会において、かかる報酬額の範囲内で、年額3,000万円の範囲内にて、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての報酬等を付与することにつき決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成19年６月28日開催の第61回定時株主総会において年額１億円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与引当金として計上している180,000千円を含めております。
6. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役松岡　卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しております。なお、当社は同社より機械設備、部品及び油脂類等の購入を行っております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席及び発言の状況
取締役　村　上　光　鵄	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　松　岡　　卓	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　時　丸　和　好	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した14回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　陸　名　久　好	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した14回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　柴　崎　伸一郎	当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、また、当事業年度に開催した14回の監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 名称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	100
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	207

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けているもののうち、重要なものは、NMB-Minebea Thai Ltd.、NMB （USA） Inc.、NMB Technologies Corporation、New Hampshire Ball Bearings, Inc.、NMB-Minebea-GmbH、MINEBEA ELECTRONICS & HI-TECH COMPONENTS （SHANGHAI）LTD.、MINEBEA （HONG KONG） LIMITED、NMB SINGAPORE LIMITED、MINEBEA （CAMBODIA） Co., Ltd.、ミツミ電機株式会社であります。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に基づき、「会社経営の健全性の確保」を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しており、この決議の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役、執行役員・技術役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

① 当社グループは、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ会社の取締役、執行役員・技術役員及び使用人が法令・定款及び当社の社是を遵守した行動をとるため、『ミネベアミツミグループ行動規範』（以下、「行動規範」という。）、『ミネベアミツミグループ役員・従業員行動指針』（以下、「行動指針」という。）及び『コンプライアンス管理規程』（以下、「管理規程」という。）を定めます。

② 「行動規範」及び「行動指針」においては、労働、安全衛生、環境保全、倫理的経営について遵守すべき具体的指針及び基準を定めており、また、その徹底をはかるため、コンプライアンス委員会を設置して、当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育等を行います。「管理規程」においては、当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針、組織体制及び運営などの基本事項を定め、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を適宜適切に実施いたします。

③ 当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求に対しても妥協せず、警察や弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対処いたします。また、その徹底をはかるため「行動規範」及び「行動指針」にもその旨を明記いたします。

④ コンプライアンス委員会の活動は定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。

⑤ 当社は、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を持たせるため、取締役会に社外取締役を設置いたします。

（2）取締役及び執行役員・技術役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

① 当社グループは、『ミネベアミツミグループ文書管理規程』を定め、これにより文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料とともに保管いたします。

② 文書の保管期間及び保管場所は、法令に別段の定めがない限り、同規程に従います。なお、取締役または監査役から閲覧の要請があった場合、２日以内に本社において閲覧が可能である方法で保管いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

① 当社グループは、リスク管理を体系的に定める『ミネベアミツミグループ危機管理基本規程』を制定し、当社グループにおける危機管理の最高責任者を代表取締役社長執行役員とするとともに、その直属の組織として危機管理委員会を設置いたします。

② 同規程に基づき、個々のリスクに対応する組織等で継続的に監視するほか、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類して、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備いたします。

③ 危機管理委員会は、定期的に上記の体制整備の進捗状況をレビューするとともに、具体的な個別事案の検証を行い、その結果を含めリスク管理に関する事項を定期的に、または必要に応じ取締役会に報告いたします。

(4) 取締役及び執行役員・技術役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

① 当社は、取締役を12名以内とすることにより、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営監督機能と業務執行機能の役割を明確にして、業務執行のスピードアップをはかります。

② 当社グループは、取締役、執行役員・技術役員及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透をはかるとともに、この目標達成に向けて、各本部、部門及び事業部が実施すべき具体的な目標及び効率的な達成の方法を各本部長、部門担当及び事業部長が定めます。その上でITを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化し、各本部、部門及び事業部と経営管理担当部署とが分析した結果を取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減する等の改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築いたします。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）

① 当社の本部、部門及び事業部組織が、グループ会社の事業運営上の業務を適宜適切に指導いたします。

② 当社グループに共通の「行動規範」及び「行動指針」を制定し、グループ会社の役職員一体となった遵法意識の醸成をはかります。

③ 当社グループに共通の『グループ会社管理規程』を制定し、当社の日本国内及び海外におけるグループ会社に対する管理基準及び管理手続きを定め、当社及びグループ会社からなる企業集団としての事業発展、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び企業価値の向上をはかります。

④ 監査役がグループ会社の内部統制体制に関して実施する監査の実効を高めるため、監査役への協力体制を整えます。

⑤　グループ会社ごとに数値目標を設定し、数値目標の達成を定期的にレビューし、その結果をフィードバックいたします。
⑥　内部監査室は、グループ会社に定期的な監査を実施いたします。

(6) 監査役の監査の実効性を確保するための体制（監査体制関連事項）

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ　補助使用人を置く必要がある場合には、適正に人員を配置し、監査業務を補助いたします。
ロ　監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備いたします。
ハ　補助使用人の監査業務補助は監査役の指揮・命令により行われます。
ニ　補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重いたします。

② 取締役、執行役員・技術役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ　取締役は、次に定める事項を監査役会に報告いたします。
（a）上席執行役員会議で協議された事項
（b）会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
（c）毎月の経営状況として重要な事項
（d）内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
（e）重大な法令・定款違反
（f）コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
（g）その他コンプライアンス上重要な事項
（h）取締役または執行役員・技術役員が決裁した稟議事項
（i）取締役または執行役員・技術役員が決裁した契約事項
（j）訴訟に関する事項
ロ　執行役員・技術役員は前イ（b）ないし（e）に関する事項を監査役会に直接報告することができます。また使用人は、前イ（b）及び（e）に関する重大な事実を発見した場合は、監査役会に直接報告することができます。
ハ　グループ会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が、前イ（b）ないし（e）に関する事項を監査役会に直接報告することができます。
ニ　当社及びグループ会社の役職員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものといたします。

③ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　監査役に対して、取締役、執行役員・技術役員及び重要な使用人からヒヤリングを実施する機会を与えるとともに、代表取締役社長執行役員、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催いたします。

ロ　内部監査室は、監査役会との協議により、監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告いたします。

ハ　監査役の職務の執行について生ずる費用については、原則として監査役会の立案した年間予算に基づき費用処理するものといたします。やむをえず、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

以上の基本方針に基づき、全社をあげて内部統制システムの整備を推進しております。

6　内部統制システムの運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備の基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス体制

「五つの心得」を社是として明確に位置付け、併せて「ミネベアミツミグループ行動規範」を改定いたしました。また、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスに関する各種施策を実施いたしました。コンプライアンス委員会委員に社外取締役1名が就任するとともに、コンプライアンス相談窓口の体制整備として、内部通報の通知先を監査役にも拡大いたしました。さらに、コンプライアンス研修については、役員、管理職、中堅社員及び新入社員向け並びに海外拠点においても実施いたしました。また「コンプライアンス従業員意識調査」を実施し、引き続きコンプライアンス意識の向上に努めております。

(2) 情報保存管理体制

「ミネベアミツミグループ文書管理規程」に基づき、重要な会議の議事録、各種決裁書類及び計算書類等を適切に保管しております。

(3) リスク管理体制

危機管理委員会により、リスク管理体制整備の状況を確認しております。

具体的には、BCP（事業継続計画）の基本計画を策定する拠点を拡大いたしました。また、すでにBCP策定済の拠点においては、BCPに基づく訓練を実施しております。

また、世界各国で発生している危機管理事態に対して、海外渡航の制限や注意喚起を行うなど、リスク発生の未然防止にも努めております。

(4) 効率的職務執行体制

「取締役会規則」等に基づき、取締役会において必要な決議を行うとともに、執行役員制度により、執行役員に大幅な権限移譲を行い、効率的な職務執行に努めております。

取締役会は、会社の目指すところを社是として掲げ、中期事業計画及び年度の事業計画を定め、戦略的な方向付けを実施しております。計画の検討にあたっては、全ての取締役、監査役、執行役員・技術役員及び事業部長等が参加する事業計画検討会議及び上半期終了前後に開催する計画の達成状況の確認と今後の検討を行う事業部門会議等により、建設的な議論を行っております。これらの会議の結果を踏まえ、社長執行役員の諮問機関である上席執行役員会議での議論を経て、取締役会において議論を行い、重要な業務執行の決定を行っております。

また、計画の進捗状況については、四半期ごとに取締役会で報告が行われ、モニタリングを行っております。

(5) グループ会社管理体制

グループ会社の事業運営にあたっては、当社の各本部、部門及び事業部が適切に指導を行っております。

また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理運営が行われております。

監査役監査、内部監査を通じ、その運用状況の確認を行っております。特に重要な拠点については、定期的な監査を実施しております。

(6) 監査体制関連事項

監査役は、取締役会その他重要会議への出席や、当社取締役、執行役員・技術役員等との面談及び重要な決裁書類の閲覧を行うとともに、国内及び海外のグループ会社を往査し、グループ会社の取締役をはじめとする関係者の面談を実施しております。

監査役は、内部監査室と定期的な打合せを行い、内部監査の年間計画及びその目的等を聴取し、内部監査の結果報告を全て受けております。監査の実施にあたっては、監査のポイント等を事前に協議し、必要に応じて内部監査に同行し立ち会っております。

監査役は、代表取締役社長執行役員と定期的に面談を行うとともに、会計監査人とも定期的会合を開催し、監査体制、監査計画の確認、監査実施状況等の説明を受け、意見の交換等を行っております。さらに、社外取締役との連絡会を設置し、定期的に意見交換を行っております。

監査役室には専任の補助使用人をおき、補助使用人に対する指揮命令、人事評価は、監査役が行っております。

年間予算の計上は監査役会が行い、その年間予算に基づき費用処理しております。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指し、「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し、企業価値を最大化することを基本経営方針としております。

この基本経営方針の下に、当社グループは「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持等におけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

当社グループは、年度事業計画の達成に全力で取り組んでまいりますとともに、会社経営に関する意思決定・業務執行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

当社は、平成23年６月29日開催の当社第65回定時株主総会において更新を決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（買収防衛策）について、平成26年５月30日開催の取締役会及び平成26年６月27日開催の当社第68回定時株主総会の各決議に基づき、その内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランによる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的内容の概要は、次のとおりであります。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（http://www.minebeamitsumi.com/corp/investors/management/governance/takeover_defense_measures/）をご参照下さい。

① 本プランの目的

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、以下の（a）もしくは（b）に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下、「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

（a）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

（b）当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買付者等には、買付等の開始または実行に先立ち、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を当社に対して提出していただきます。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見や代替案（もしあれば）等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等を行い、かかる検討等の結果、当該買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合または買付等が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合等であって、かつ本プランに定める本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存し、本プラン所定の発動事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、買付者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。他方、独立委員会は、買付者等による買付等が本プラン所定の発動事由に該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、１個の新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることから、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

なお、本プランの有効期間は、平成26年６月27日開催の第68回定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

(4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期事業計画をはじめとする企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、本基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）の要件を全て充足していること、第68回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ており、有効期間が約３年と定められていること、また当社取締役会によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等、株主意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣から独立した社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用し助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第71期 平成29年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**405,574**
現金及び預金	93,125
受取手形及び売掛金	171,190
有価証券	1,840
製品	33,394
仕掛品	32,961
原材料	36,166
貯蔵品	7,566
未着品	10,351
繰延税金資産	5,846
その他	13,783
貸倒引当金	△654
固定資産	**237,426**
有形固定資産	**199,584**
建物及び構築物	157,284
機械装置及び運搬具	326,758
工具、器具及び備品	55,670
土地	34,296
リース資産	261
建設仮勘定	7,314
減価償却累計額	△382,003
無形固定資産	**13,403**
のれん	4,714
その他	8,689
投資その他の資産	**24,438**
投資有価証券	8,970
長期貸付金	300
繰延税金資産	9,249
その他	6,340
貸倒引当金	△421
繰延資産	**311**
資産合計	**643,312**

科目	第71期 平成29年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**200,128**
支払手形及び買掛金	86,570
短期借入金	49,660
1年内返済予定の長期借入金	17,916
リース債務	69
資産除去債務	2
未払法人税等	4,621
賞与引当金	7,879
役員賞与引当金	180
製品補償損失引当金	34
環境整備費引当金	407
事業構造改革損失引当金	80
その他	32,706
固定負債	**116,965**
社債	15,000
転換社債型新株予約権付社債	20,501
長期借入金	60,933
リース債務	84
資産除去債務	52
執行役員退職給与引当金	175
環境整備費引当金	364
退職給付に係る負債	15,683
その他	4,169
負債合計	**317,093**
純資産の部	
株主資本	**371,043**
資本金	**68,258**
資本剰余金	**144,218**
利益剰余金	**159,910**
自己株式	**△1,345**
その他の包括利益累計額	**△49,678**
その他有価証券評価差額金	**1,233**
繰延ヘッジ損益	**1,031**
為替換算調整勘定	**△50,290**
退職給付に係る調整累計額	**△1,653**
新株予約権	**30**
非支配株主持分	**4,823**
純資産合計	**326,218**
負債純資産合計	**643,312**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第71期 平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	
売上高		638,926
売上原価		513,077
売上総利益		125,849
販売費及び一般管理費		76,833
営業利益		49,015
営業外収益		
受取利息	492	
受取配当金	172	
固定資産賃貸料	294	
保険配当金	199	
その他	704	1,864
営業外費用		
支払利息	878	
為替差損	140	
持分法による投資損失	50	
その他	1,416	2,486
経常利益		48,393
特別利益		
固定資産売却益	211	
関係会社株式売却益	275	
負ののれん発生益	14,619	
新株予約権戻入益	42	15,149
特別損失		
固定資産売却損	167	
固定資産除却損	1,926	
減損損失	3,921	
関係会社事業整理損	1,270	
関係会社株式売却損	2	
事業構造改革損失	9	
製品補償損失	12	
和解損失	1,096	
環境整備費引当金繰入額	467	
社債償還損	6,196	15,069
税金等調整前当期純利益		48,473
法人税、住民税及び事業税	8,421	
過年度法人税等	1,350	
法人税等調整額	△2,798	6,972
当期純利益		41,500
非支配株主に帰属する当期純利益		354
親会社株主に帰属する当期純利益		41,146

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第71期 平成29年３月31日現在
資産の部	
流動資産	**163,724**
現金及び預金	14,976
受取手形	3,634
売掛金	80,121
仕入製品	3,683
製品	1,322
仕掛品	6,567
原材料	1,801
貯蔵品	124
未着品	1,278
前渡金	271
前払費用	772
関係会社短期貸付金	43,170
未収入金	2,516
立替金	36
繰延税金資産	2,689
その他	758
固定資産	**318,578**
有形固定資産	**40,491**
建物	16,457
構築物	989
機械及び装置	4,654
車両運搬具	14
工具、器具及び備品	2,316
土地	14,792
リース資産	50
建設仮勘定	1,215
無形固定資産	**3,945**
のれん	126
特許権	154
意匠権	31
借地権	35
ソフトウエア	3,566
その他	30
投資その他の資産	**274,141**
投資有価証券	5,633
関係会社株式	221,812
出資金	0
関係会社出資金	45,000
関係会社長期貸付金	172
長期前払費用	143
繰延税金資産	1,048
その他	529
貸倒引当金	△198
繰延資産	**311**
社債発行費	311
資産合計	**482,615**

科目	第71期 平成29年３月31日現在
負債の部	
流動負債	**139,314**
買掛金	68,851
短期借入金	44,500
1年内返済予定の長期借入金	14,600
リース債務	30
未払金	3,682
未払費用	1,632
未払法人税等	547
前受金	3
預り金	970
前受収益	0
賞与引当金	4,234
役員賞与引当金	180
製品補償損失引当金	34
その他	46
固定負債	**97,373**
社債	15,000
転換社債型新株予約権付社債	20,501
長期借入金	59,950
リース債務	23
退職給付引当金	1,310
執行役員退職給与引当金	165
その他	423
負債合計	**236,687**
純資産の部	
株主資本	**244,666**
資本金	**68,258**
資本剰余金	**143,807**
資本準備金	126,800
その他資本剰余金	17,007
利益剰余金	**33,945**
利益準備金	2,085
その他利益剰余金	31,860
圧縮記帳積立金	2,188
別途積立金	6,500
繰越利益剰余金	23,171
自己株式	**△1,345**
評価・換算差額等	**1,230**
その他有価証券評価差額金	**1,230**
繰延ヘッジ損益	**0**
新株予約権	**30**
純資産合計	**245,927**
負債純資産合計	**482,615**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第71期 平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで	
売上高		452,506
売上原価		420,652
売上総利益		31,853
販売費及び一般管理費		29,597
営業利益		2,256
営業外収益		
受取利息	298	
受取配当金	9,297	
固定資産賃貸料	266	
保険配当金	198	
その他	56	10,117
営業外費用		
支払利息	513	
社債利息	52	
為替差損	270	
貸倒引当金繰入額	198	
その他	254	1,289
経常利益		11,084
特別利益		
固定資産売却益	40	
関係会社株式売却益	102	143
特別損失		
固定資産売却損	152	
固定資産除却損	606	
関係会社出資金評価損	759	
関係会社事業整理損	689	
製品補償損失	12	
和解損失	1,096	
社債償還損	6,196	9,513
税引前当期純利益		1,714
法人税、住民税及び事業税	359	
法人税等調整額	△1,845	△1,485
当期純利益		3,199

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

ミネベアミツミ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚敏弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野村哲明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神山卓樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ミネベアミツミ株式会社（旧社名　ミネベア株式会社）の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミネベアミツミ株式会社（旧社名　ミネベア株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月８日

ミネベアミツミ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚敏弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野村哲明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神山卓樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ミネベアミツミ株式会社（旧社名　ミネベア株式会社）の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員・技術役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員・技術役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員・技術役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、その内容について検討いたしました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月９日

ミネベアミツミ株式会社　監査役会

常勤監査役　**清水　一成** ㊞
常勤社外監査役　**時丸　和好** ㊞
社外監査役　**陸名　久好** ㊞
社外監査役　**柴崎伸一郎** ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、経営環境を総合的に勘案し、継続的に安定した利益配分を維持しながら、株主資本の効率向上と株主の皆様へのより良い利益配分を第一義とし、業績をより反映した水準での利益還元をはかることを基本方針としております。この方針の下、第71期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭といたします。
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 **7円** 総額 **2,982,525,077円**

なお、中間配当金として７円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり14円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日	平成29年6月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となります。
つきましては、経営体制強化のため２名を増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	貝沼（かいぬま）　由久（よしひさ） （昭和31年2月6日生） 所有する当社の株式数 72,300 株	昭和58年 4月　第二東京弁護士会弁護士登録 昭和63年12月　当社取締役法務担当 平成 元年 9月　米国ニューヨーク州弁護士登録 平成 4年12月　当社常務取締役業務本部副本部長 平成 6年12月　当社専務取締役欧米地域営業本部長兼業務本部副本部長 平成15年 6月　当社取締役専務執行役員 平成21年 4月　当社代表取締役社長執行役員（現） 平成29年 1月　ミツミ電機株式会社取締役会長 平成29年 4月　同社取締役（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
2 新任	森部（もりべ）　茂（しげる） （昭和31年10月27日生） 所有する当社の株式数 188,387 株	昭和55年 3月　ミツミ電機株式会社入社 平成 2年 5月　同社開発本部部長 平成 3年 4月　同社取締役シンガポール支店長 平成 6年 4月　同社常務取締役 平成11年10月　同社専務取締役営業本部本部長 平成14年 4月　同社代表取締役社長 平成29年 1月　当社顧問（現） 平成29年 4月　ミツミ電機株式会社取締役会長（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3 再任	岩屋（いわや）　良造（りょうぞう） （昭和33年4月24日生） 所有する当社の株式数 3,000 株	昭和56年 4月　当社入社 平成 元年12月　当社東京支店東京販売部長 平成21年 6月　当社執行役員電子機器事業本部ライティングデバイス事業部長 平成25年 6月　当社常務執行役員 平成27年 4月　当社電子機器製造本部副本部長兼電子デバイス部門担当（現）兼ライティングデバイス事業部長 平成27年 6月　当社取締役専務執行役員（現） 平成29年 1月　当社ミツミ事業本部長（現）兼ミツミ電機株式会社代表取締役副社長執行役員 平成29年 4月　ミツミ電機株式会社代表取締役社長執行役員（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 再任	うちぼり　たみお 内堀　民雄 （昭和27年9月6日生） 所有する当社の株式数 28,400 株	昭和52年 4月　当社入社 平成15年12月　当社経営管理部長 平成19年 6月　当社執行役員業務本部総合企画部門長兼総合企画部長 平成23年 6月　当社常務執行役員 平成24年 5月　当社管理・企画・経理部門副担当兼経営企画部長 平成25年 6月　当社取締役専務執行役員（現）経営企画部門担当兼経営企画部長 平成28年 6月　当社経営企画本部長（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
5 再任	つるた　てつや 鶴田　哲也 （昭和30年9月4日生） 所有する当社の株式数 3,000 株	昭和56年 4月　当社入社 平成17年10月　当社メカアッシー事業部長 平成19年 6月　当社執行役員 平成27年 6月　当社常務執行役員 平成28年 1月　当社機械加工品製造本部副本部長兼ロッドエンド・ファスナー事業部長 平成28年 6月　当社取締役専務執行役員機械加工品製造本部長兼電子機器製造本部スピンドルモーター部門担当兼製造支援部門担当（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
6 再任	のね　しげる 野根　茂 （昭和34年8月23日生） 所有する当社の株式数 8,700 株	昭和57年 4月　当社入社 平成11年 9月　当社大阪支店長 平成19年 6月　当社執行役員 平成23年 4月　当社営業部門副担当兼日本・アジア地域統括（現） 平成24年 6月　当社常務執行役員 平成27年 6月　当社取締役（現） 平成28年 6月　当社専務執行役員（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
7 再任	よだ　ひろみ 依田　博実 （昭和27年6月26日生） 所有する当社の株式数 6,100 株	昭和53年 8月　当社入社 平成13年 4月　当社経営管理部長 平成21年 6月　当社執行役員 平成24年 6月　当社常務執行役員 平成25年 6月　当社管理・経理・IT部門副担当 平成28年 6月　当社取締役専務執行役員経理財務本部長（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
8 新任	上原（うえはら）　周二（しゅうじ） （昭和30年1月15日生） 所有する当社の株式数 11,000 株	昭和52年 4月　当社入社 平成13年 9月　当社経営管理部長 平成19年 6月　当社執行役員 平成23年 6月　当社東南アジア総支配人 平成24年 6月　当社常務執行役員 平成25年 1月　当社ＨＤＤモーター製造本部長 平成27年 4月　当社電子機器製造本部副本部長 平成28年 6月　当社専務執行役員経営管理本部長（現） 平成29年 1月　ミツミ電機株式会社取締役副社長執行役員（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
9 新任	加々美（かがみ）　道也（みちや） （昭和32年9月11日生） 所有する当社の株式数 7,000 株	平成 元年 1月　当社入社 平成17年 7月　当社技術本部エレクトロニクス開発部門長 平成21年 6月　当社電子機器事業本部副本部長 平成23年 6月　当社執行役員 平成25年 3月　当社電子機器製造本部電子デバイス部門技術開発部長 平成27年 6月　当社常務執行役員（現） 平成27年 8月　当社電子機器製造本部副本部長兼技術開発部門担当（現）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
10 新任	麻生（あそう）　博史（ひろし） （昭和32年4月3日生） 所有する当社の株式数 6,667 株	昭和56年 3月　九州ミツミ株式会社入社 平成19年10月　ミツミ電機株式会社電源事業部長 平成22年 6月　同社取締役半導体事業本部長 平成23年10月　同社厚木事業所長（現） 平成28年 4月　同社取締役常務執行役員（現）開発本部長兼半導体事業本部長兼車載事業部担当 平成29年 1月　当社顧問兼ミツミ事業本部副本部長兼開発部門担当兼半導体事業部門担当（現） 兼車載事業部門担当

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
11 再任 社外	村上（むらかみ）　光鵄（こうし） （昭和15年2月8日生） 所有する当社の株式数 － 株	昭和42年 4月　東京地方裁判所判事補 平成11年 4月　東京高等裁判所部総括判事 平成17年 4月　京都大学大学院法学研究科教授 平成17年 6月　TMI総合法律事務所客員弁護士（現） 平成17年11月　株式会社サンエー・インターナショナル社外監査役 平成20年 4月　横浜国立大学大学院客員教授 平成20年 5月　当社独立委員会委員（現） 平成20年 6月　当社取締役（現） 平成22年 4月　大東文化大学大学院法務研究科教授

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
12 再任 社外	まつおか　たかし 松岡　卓 （昭和39年1月17日生） 所有する当社の株式数 93,765 株	平成15年 4月　株式会社啓愛社企画部長 平成15年 6月　同社取締役 平成16年 6月　同社常務取締役 平成17年 6月　当社取締役（現） 平成19年 6月　株式会社啓愛社専務取締役 平成23年 6月　同社取締役専務執行役員 平成26年 6月　同社取締役副社長執行役員（現）

（注）1．各候補者と当社との間の特別の利害関係については以下のとおりであります。

(1) 松岡　卓氏は、株式会社啓愛社の取締役副社長執行役員を兼務しており、当社は同社より機械設備、部品及び油脂類等の購入を行っております。

(2) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．村上光鶏、松岡　卓の両氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、村上光鶏氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

3．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

① 村上光鶏氏は、元東京高等裁判所部総括判事及び弁護士として豊富な経験と見識を有しており、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記理由に加え、現在当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。

② 松岡　卓氏は、企業運営についての幅広い見識を有しており、現在、当社社外取締役の職責を適切に果たしていることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

① 村上光鶏氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって９年であります。

② 松岡　卓氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。本議案が原案どおり承認された場合には、村上光鶏及び松岡　卓の両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年６月26日開催の第69回定時株主総会において、年額10億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。現在の取締役は10名（うち社外取締役２名）でありますが、ミツミ電機株式会社との経営統合を機に経営体制の強化を図るため、第２号議案で取締役12名選任の件をお諮りしており、同議案が原案どおり承認可決されますと２名の増員となり、取締役は12名（うち社外取締役２名）となります。

また、当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績等に連動する報酬から構成されておりますが、当社は、平成33年３月期の売上高１兆円、または営業利益1,000億円の達成を目指した中期計画を発表しており、取締役の業績向上へのインセンティブの効果をさらに発揮させるため、新たな業績連動インセンティブ報酬制度を設けることといたします。

つきましては、業績連動報酬の割合を高めることを目的に、取締役の報酬額を年額15億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成26年６月27日付当社第68回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）について株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は本総会の終結の時をもって満了することになります。

当社は、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、旧プランの有効期限の満了に先立ち、平成29年５月31日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。つきましては、本更新につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本更新に伴う旧プランからの主な変更点は、①基本的に、買収防衛策の発動に際し、株主意思確認総会（2.(2)「本プランの発動に係る手続」(f)に定義されます。以下同じとします。）の開催を求めることとしたこと、②その他形式的な文言等の変更を行ったこと等です。

１．提案の理由

(1)本基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループが企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である高度な「超精密機械加工技術」を駆使した「垂直統合生産システム」や「大規模な海外量産工場」、そして「整備された研究開発体制」を世界各地で展開し、「ものづくりで勝てる会社、技術で勝てる会社」を目指して「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の取り組みを中長期にわたり効率的かつ持続的に実施していくことが必要となります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社グループの企業価値向上のために必要不可欠な企業価値の源泉や特徴を理解した上で、これらを中長期的に確保し実現していかなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

そこで、当社は、このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する買収行為を抑止するためには、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社グループの企業価値の源泉及び本基本方針の実現に資する特別な取り組み

(a) 当社グループの企業価値の源泉

当社は、日本初のミニチュア・ボールベアリング専門メーカーとして昭和26年の創業以来、着実に事業展開を進め、昭和46年の米国工場稼動、昭和48年のシンガポール量産拠点の整備、昭和57年のタイ進出、平成6年の中国進出と、他のメーカーの中でもいち早く海外生産体制の構築に取り組みました。特に、シンガポールでの量産開始にあたっては、海外展開が早かったため、工場のインフラ整備、製品を効率的に一貫生産するための機械設備の開発・製造、その機械設備の工場内での効率的な生産活動に寄与する配置及びメインテナンス、治具・工具・金型の生産、ローカル従業員の教育等を、全て自力で行う必要がありました。タイ進出、中国進出に際しては、このようなシンガポールでの経験を基に、ものづくりの技術及び仕組みを各工場へ移転していくとともにそれらの仕組みのさらなる高度化をはかってまいりました。さらに平成23年のカンボジア進出では、これまでの経験に加え、タイを始めとするアジア地域での生産ネットワークの有効活用により、一層安定した供給力の確保に努めてまいりました。

このような取り組みの連鎖から、製品の設計・開発より金型及び加工・組立機械設備の製造・補修や部品の内製、組立に至る工程を自社内で完結する当社グループ独自の「垂直統合生産システム」が生まれました。この「垂直統合生産システム」は、現在、日本のマザー工場及び世界各国の製造開発拠点との間で有機的に結びついて成立しており、いずれの生産工場においても同じレベルの高品質製品を生産し、世界市場向けに安定して供給できる体制を提供するものです。この当社グループの「垂直統合生産システム」こそ他社の追随を許さない「超精密機械加工技術」とグローバルに展開する高度な「量産技術」、「整備された研究開発体制」、「大規模な海外量産工場」の基本となっています。これらの技術は半世紀以上にわたりノウハウとして蓄積され、当社グループの高い製品開発力の礎として幅広い基礎技術の集積となり、個々の従業員に承継され、現在の当社グループの企業価値の源泉となっております。

さらに、当社グループ内にある多種多様な基礎技術及び製品技術群の中から、いくつかの技術を融合することにより派生製品や新製品を生み出すことが可能になります。また、当社グループは、ボールベアリング、航空機用のロッドエンドベアリング及びHDD用ピボットアッセンブリー等の機械加工製品、主力製品であるボール

ベアリングを搭載する回転機器製品、液晶用ライティングデバイス及びバックライトインバーター等の光学系製品、及び計測機器等多くの電子機器製品、インプットデバイスを生産しており、これらさまざまな製品の複合化によっても各種の派生製品や新製品を生み出すことが可能になります。このような「技術の複合化」や「製品の複合化」により新製品が生み出されることで、当社にとって新しい市場が生まれます。また、「技術の複合化」や「製品の複合化」による「生産技術の革新」は、当社グループに一層の競争力の向上をもたらします。これらに基づく「新製品の導入」「新市場の開拓」及び「生産技術の革新」の成果は、当社グループの業績の伸長に繋がり、企業価値の持続的な向上をはかることが可能となるものと考えております。

このように、当社グループの多種多様な技術、製品及び従業員が承継しているノウハウ等の企業価値の源泉を理解し、いたずらにこれら事業の有機的結合体を分断することなく、中長期にわたり総合的かつ持続的に活用していくことが、当社グループの企業価値ひいては株主価値を向上させていくために極めて重要と考えております。

(b) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取り組み

当社グループは次の「五つの心得」を社是としております。

(一) 従業員が誇りを持てる会社でなければならない
(二) お客様の信頼を得なければならない
(三) 株主の皆様のご期待に応えなければならない
(四) 地域社会に歓迎されなければならない
(五) 国際社会の発展に貢献しなければならない

この社是の下、当社グループは、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行するとともに、持続的な企業価値の向上をはかることを経営の基本方針としております。また、当社グループは、「高付加価値製品の開発」「製品の品質の高度化」に積極的に取り組み、当社グループの総合力を発揮できる分野に経営資源を集中するとともに、「財務体質の強化」に努め、企業運営の強化と社内外に対してわかりやすい「透明度の高い経営」の実践を心がけております。

また、当社グループは、製品による環境負荷の低減と環境保全活動の推進、法令の遵守と企業倫理に則した公正・適切な事業運営、ステークホルダーとの良好な関係維持などにおけるさまざまな取り組みを通じ、企業の社会的責任を遂行し、一層の高度化をはかっております。

そして、当社は、平成29年１月27日を効力発生日として、ミツミ電機株式会社（以下「ミツミ電機」といいます。）との株式交換による経営統合を行い、「ミネベアミツミ株式会社」を誕生させました。当社グループは上記経営の基本方針に基づき、生産性を徹底して見直し、従来製品の一層の収益力の向上を目指します。また、機械加工製品技術とミツミ電機及び当社グループが保有する電子機器製品技術が融合された複合製品事業を拡大させていきます。加えて、製造、営業、技術及び開発の領域を越えた総合力の発揮により、「顧客要求対応

力」と「価格対応力」の強化に努めます。さらに、地域的なリスク検討を行いながら、大規模な海外量産工場の展開とグローバルな研究開発体制を整備するとともに、M&A・アライアンスを通じて、収益力の向上、企業価値の拡大を積極的に進め、平成33年３月期には売上高１兆円または営業利益1,000億円を目指します。当社はこの目標達成に向け、会社経営に関する意思決定・業務遂行機関の整備をはかり、そのガバナンスを強化するために内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進してまいります。

(c)諸施策実行に向けた体制の整備

①経営に関する意思決定・業務執行機関の整備

当社は、10名の取締役により、迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしております。なお、取締役10名のうち２名が社外取締役（企業経営者や弁護士）であり、これらの社外取締役において、その豊富な経験と見識に基づき、企業経営の健全性の確保、コンプライアンス経営の推進、取締役会の業務執行機関に対する監督機能の強化といった役割を担っております。また、監査役につきましては、監査機能の強化・充実をはかるため、全４名のうち３名を社外監査役（うち１名は常勤監査役）としております。監査役は、監査役会の開催や取締役会及びその他重要な会議への出席の他、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所及び国内子会社並びに海外子会社等への監査を実施し、その専門的見地並びに財務及び会計に関する高い見識に基づき、取締役の職務執行の監査を行っております。

上記のほか、当社においては、取締役会の実効性評価を実施し、取締役会において慎重に分析結果を審議した上、全般的に取締役会は十分機能していることを確認しております。また、全ての取締役及び監査役を対象として、役割と責務を果たせるよう継続的に研修の機会を提供するとともに、取締役、監査役及び執行役員を対象とし、時宜にあったテーマの研修会を定期的に実施しております。さらに、新任の取締役、監査役には、社内外の研修の機会の提供に加え、当社の組織、業務、拠点等の情報収集ができるよう、海外を含めた主要拠点の視察や、拠点メンバーによる説明の機会を設けることにより、当社経営に対する適切な監視・監督が行われるよう努めております。

②内部統制システムの整備

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備の基本方針」に基づいて、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制等を包括的に整備し、その強化に努めております。さらに、コンプライアンスに係わる管理体制を設け、グループ全体の取締役、執行役員及び従業員が法令・定款及び当社の企業理念を遵守した行動をとるため「ミネベアミツミグループ行動規範」、「ミネベアミツミグループ役員・従業員行動指針」及び「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、企業の社会的責任（CSR）につきましては、「ミネベアミツミグループのCSR基本方針」及び「ミネベアミツミグループのCSR実践に向けた活動方針」を定め、持続可能な社会の実現に向けた

取り組みを実践しており、CSR体制のさらなる強化並びに社内浸透を目的として、「社内CSR推進体制」を制定しております。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート･ガバナンスの強化をはかり、さらなる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めていく所存であります。

(3)本プラン更新の目的

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記1.(1)に記載した本基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、本基本方針に定めるとおり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2．提案の内容

(1)本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1.(3)「本プラン更新の目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買収を行う等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益が害されるおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、当該買収者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランにおいては、新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外者から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の

皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(2)本プランの発動に係る手続

(a)対象となる買付等

本プランは、以下の①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付その他の取得

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b)意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名または捺印を行った代表者の資格証明（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c)買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本更新時における独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付するものとします。当社取締役会

及び独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会及び独立委員会の双方に追加的に提供していただきます。

記

①買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注9）とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引及び当社の株券等に関する過去の取引の詳細等を含みます。）（注10）

②買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行可能性等を含みます。）

③買付等の価額及びその算定根拠

④買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）

⑤買付等に関して第三者との間における意思連絡の有無及びその内容

⑥買付等の後における当社グループの経営方針、経営体制、事業計画、資本政策及び配当政策

⑦買付等の後における当社の株主（買付者等を除く。）、当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

⑧買付者等の国内外の法規制（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び外国の競争法を含みます。）への抵触可能性に関する具体的情報

⑨当社の他の株主との間の利益相反が生じる場合には、それを回避するための具体的方策

⑩反社会的勢力（反市場勢力を含む。以下同じとします。）該当性及び反社会的勢力との関係に関する情報

⑪その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

②独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告等の手続

独立委員会は、上記の手続を踏まえ、買付等が下記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供を受けまたは買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その内容は下記2.(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(ｲ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ﾛ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付者等による買付等が発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、かかる判断をした場合であっても、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施等の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、延長期間の合計は30日を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会による本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告が行われた場合、実務的に開催が可能である限り、当該実施の是非に関して株主の皆様の意思を確認するために、株主総会（注11）（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催します。

この場合、当社取締役会は、遅滞なく、株主意思確認総会を開催する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示し、株主意思確認総会の開催のための手続に入るものとします。

(g) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記(e)に従い勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、上記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従い、適宜必要な決議を行うものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、意向表明書・買付説明書を提出せずに買付等を行う買付者等の存在が判明した場合には、かかる事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた場合にはかかる事実、延長期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3)本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

・発動事由その１

本プランに定められた手続を遵守しない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

・発動事由その２

以下の各号のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することに相当性が存する場合

(a)以下に掲げる行為等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

①株券等を買い占め、その株券等について当社や当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

②当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b)強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c)買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針及び事業計画、買付等の後における当社グループの他の株主、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合

(d)当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な技術力・生産力や当社グループの顧客、グループ取引先等との関係を損なうこと等により、当社グループの企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4)本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a)本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、原則として、1円とします。

(f)本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g)本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注12）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注13）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注14）（以下、(Ⅰ)ないし (Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合

を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5)本プランの有効期間、廃止及び修正または変更

本プランの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6)法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成29年５月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

３．株主及び投資家の皆様への影響

(1)本更新にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a)本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき１個の本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降

本新株予約権の行使期間の開始日の前営業日までにおいては全ての本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権の行使価額として１個当たり１円を所定の方法により払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記 (c) に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

4．上記各取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(1)本基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記1.(2)の取り組み）について

上記1.(2)に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに本基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、本基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2)本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（上記1.(3)、2及び3の取り組み）について

(a)当該取り組みが本基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、本基本方針に沿うものです。

(b)当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。

②株主意思を重視するものであること

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様に承認されることを条件として行われます。また、本プランは、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行う場合には、基本的に、本新株予約権の無償割当ての実施の是非について株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認するものです。

さらに、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

③独立性を有する社外取締役等の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動及び変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社グループの企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

④合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(e)及び上記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤第三者専門家の意見の取得

上記2.(2)「本プランの発動に係る手続」(d)②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(5)「本プランの有効期間、廃止及び修正または変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
(注2) 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
(注3) 金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本議案において同じとします。
(注4) 金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。

(注5) 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。本議案において同じとします。
(注6) 金融商品取引法第27条の２第８項に定義されます。本議案において同じとします。
(注7) 金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
(注9) 金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
(注10) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
(注11) 会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合を含めて「株主総会」と記載しております。
(注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
(注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
(注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
(注15) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回または爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、

買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合または(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以　上

別紙１

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定のものを含む。）、(ii)当社社外監査役（選任される予定のものを含む。）、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、原則として、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
　①本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
　②本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
　③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
　①本プランの対象となる買付等への該当性の判断
　②買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
　③買付者等の買付等の内容の精査・検討
　④買付者等との直接または間接の協議・交渉
　⑤当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
　⑥独立委員会検討期間の延長の決定
　⑦本プランの修正または変更に係る承認
　⑧本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
　⑨その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
　⑩当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
・独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名であります。

村上　光鵄（むらかみ　こうし）氏　　当社社外取締役
昭和15年２月８日生まれ

略	歴	昭和40年３月	京都大学大学院法学研究科修士課程修了
		昭和42年４月	東京地方裁判所判事補
		平成11年４月	東京高等裁判所部総括判事
		平成17年２月	退官
		平成17年４月	京都大学大学院法学研究科教授
		平成17年６月	TMI総合法律事務所客員弁護士（現在に至る）
		平成17年11月	株式会社サンエー・インターナショナル　社外監査役
		平成20年４月	横浜国立大学大学院客員教授
		平成20年５月	当社独立委員会委員（現在に至る）
		平成20年６月	当社社外取締役（現在に至る）
		平成22年４月	大東文化大学大学院法務研究科教授

（注）村上光鵄氏は社外取締役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

柴崎　伸一郎（しばさき　しんいちろう）氏　　当社社外監査役
昭和33年12月２日生まれ

略	歴	昭和56年３月	中央大学法学部卒業
		平成元年４月	弁護士登録　井波・太田法律事務所
		平成５年４月	井波・太田・柴崎法律事務所に名称変更　パートナー
		平成22年10月	社団法人日本損害保険協会（現　一般社団法人日本損害保険協会）紛争解決委員（現在に至る）
		平成23年５月	法律事務所ジュリコムに名称変更　パートナー（現在に至る）
		平成24年４月	東海大学医学部非常勤教授
		平成26年６月	当社社外監査役（現在に至る）
		平成27年４月	東海大学医学部客員教授（現在に至る）

（注）柴崎伸一郎氏は社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

長崎　武彦（ながさき　たけひこ）氏
昭和18年５月31日生まれ

略　　歴	昭和42年３月	明治大学法学部卒業
	昭和44年１月	監査法人東京第一公認会計士事務所
	昭和46年８月	公認会計士登録
	昭和63年７月	太田昭和監査法人
	平成元年５月	同代表社員
	平成12年４月	監査法人太田昭和センチュリー（現　新日本有限責任監査法人）常任理事
	平成18年５月	同副理事長
	平成20年８月	同シニア・アドバイザー
	平成21年６月	三愛石油株式会社　社外監査役（現在に至る）
	平成21年７月	公認会計士長崎武彦事務所（現在に至る）
	平成21年９月	当社独立委員会委員（現在に至る）
	平成22年４月	独立行政法人国立がん研究センター監事
		独立行政法人国立精神・神経医療研究センター監事
	平成28年10月	第一生命保険株式会社　社外監査役（現在に至る）

主な兼職　　三愛石油株式会社　社外監査役、第一生命保険株式会社　社外監査役

（注）同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

MEMO

定時株主総会会場ご案内図

会場

軽井沢プリンスホテル　ウエスト　　国際会議場　「浅間」

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢　電話　0267－42－1111

交通

車　　上信越自動車道　碓氷軽井沢I.C.から総会会場までは11㎞

電車　北陸新幹線　JR軽井沢駅南口から総会会場までは徒歩約15分、タクシーで約２分

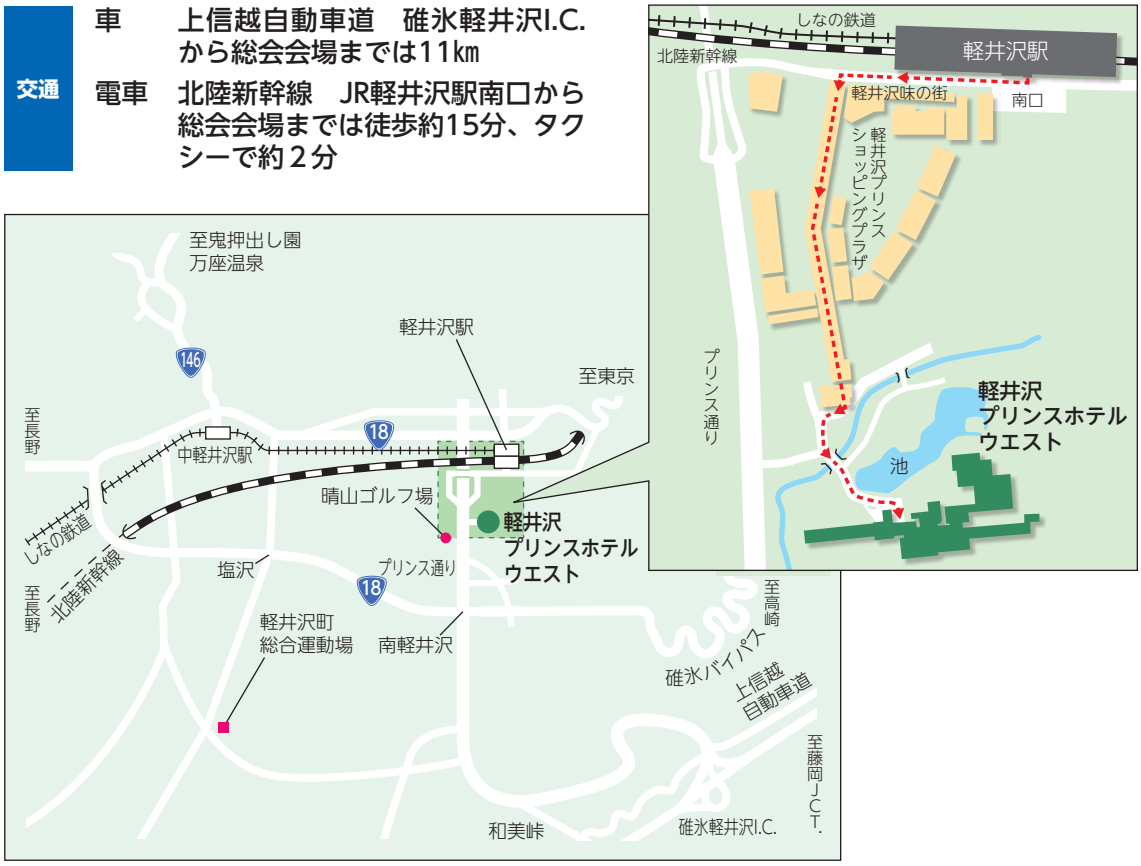

JR軽井沢駅から当社総会会場までの送迎

下記時刻に、JR軽井沢駅南口より専用送迎バスにて総会会場までご案内申し上げます。

記

JR軽井沢駅南口　　9:20 発
9:40 発

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。